

財務省告示第六百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平

成十五年十一月二十日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十五年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百十

四回）

二 発行の根拠 平成十五年度における公債の発

の法律及びそ

行の特例に関する法律（平成十

五年法律第十八号）第二条第一

項及び財政融資資金特別会計法

（昭和二十六年法律第一百一号）

（昭和一十一年法律第一項並びに国債整理

基金特別会計法（明治三十九年

法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けられた各申込みの

価格を募入額により加重平均し

て得られるものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

九	八			七		六			五																						
	振替	額	最	口	イ	口	イ	口	イ	募																					
単	替	額	低	札	非	札	非	札	非	方																					
位	替	面	額	発	入	発	入	入	行	入																					
	法	金	行	行	行	行	入	行	行	決																					
	の	金	入	争	争	争	入	争	入	定																					
	規	金	入	入	入	入	入	入	入	の																					
	定	金	入	入	入	入	入	入	入																						
	に	金	入	入	入	入	入	入	入																						
	よ	金	入	入	入	入	入	入	入																						
	る	金	入	入	入	入	入	入	入																						
	振	金	入	入	入	入	入	入	入																						
	替	金	入	入	入	入	入	入	入																						
	口	金	入	入	入	入	入	入	入																						
	座	金	入	入	入	入	入	入	入																						
	簿	金	入	入	入	入	入	入	入																						
振替	五	四	百	十	一	百	利	第	国	二	面	行	第	万	額	発	第	万	金	し	二	債	う	億	額	割	各	当	も	各	
替	万	百	十	四	兆	十	付	一	債	千	金	し	五	円	面	行	十	円	額	た	条	の	円	面	り	申	て	の	申		
法	円	円	七	万	六	億	国	項	整	五	額	た	条	、	金	し	、	、	三	付	一	行	金	て	当	み	。の	ら	み		
の			億	円	千	九	債	の	基	百	で	利	第	国	額	た	条	財	千	国	項	の	額	。の	。の	。の	。の	。の	。の	。の	
規			八	千	八	千	に	規	金	十	兆	付	一	債	で	利	政	百	二	に	規	例	一	兆	。の	。の	。の	。の	。の	。の	
定			千	七	百	七	つ	定	に	五	三	千	国	項	五	付	融	億	億	つ	定	に	兆	六	。の	。の	。の	。の	。の	。の	
に			七	百	六	七	い	に	特	万	千	に	規	基	億	国	資	資	億	億	三	に	六	千	。の	。の	。の	。の	。の	。の	。の
よ			百	五	十	七	て	基	別	円	二	に	定	金	三	に	資	億	億	億	千	に	千	八	。の	。の	。の	。の	。の	。の	。の
る			十	六	一	七	、	づ	会		百	に	定	金	千	に	資	億	億	億	千	に	千	八	。の	。の	。の	。の	。の	。の	。の
振			六	万	億	七	額	き	計		七	に	定	金	千	に	資	億	億	億	千	に	千	八	。の	。の	。の	。の	。の	。の	。の
替			万	二	千	七	面	発	法		十	に	定	金	千	に	資	億	億	億	千	に	千	八	。の	。の	。の	。の	。の	。の	。の
口			二	千	七	七	金	行	第		十	に	定	金	千	に	資	億	億	億	千	に	千	八	。の	。の	。の	。の	。の	。の	。の
座			千	七	七	七	額	し	五		十	に	定	金	千	に	資	億	億	億	千	に	千	八	。の	。の	。の	。の	。の	。の	。の
簿			千	七	七	七	で	た	条		十	に	定	金	千	に	資	億	億	億	千	に	千	八	。の	。の	。の	。の	。の	。の	。の

十一	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
平成十五年十一月二十日	額面金額以上つき九十九円九	額面金額以上つき九十九円九	額面金額以上つき九十九円九	額面金額以上つき九十九円九	額面金額以上つき九十九円九	額面金額以上つき九十九円九	額面金額以上つき九十九円九	額面金額以上つき九十九円九	額面金額以上つき九十九円九	額面金額以上つき九十九円九
す。の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと										

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

す。の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

十四	十五	十六	十七	十八	十九
第二期	償還	償還	元利	入札	払込
以後	金額	金額	金額	参加	日期
毎月五月二十日及び十一月二十	利息を支払う。前六月間に属す	利息を支払う。前六月間に属す	利息を支払う。前六月間に属す	利息を支払う。前六月間に属す	利息を支払う。前六月間に属す
平成十五年十一月二十日	財務大臣から通知を受けた者	財務大臣から通知を受けた者	財務大臣から通知を受けた者	財務大臣から通知を受けた者	財務大臣から通知を受けた者